



休日保育

日曜日や祝日に保育施設が休園する日で、仕事などによりご家庭でお子さんの保育をできない日はありませんか？

このようなときは、市内26カ所の休日保育実施施設（下表参照）で保育をおこないます。

対象児童 (次のいずれも満たすこと)	①新潟市内に居住し、市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業を利用し、保育認定を受けていること ②保護者の就労などにより日曜日・祝日にも保育を必要とすること (受けている保育認定と同理由の場合に限ります)
保育を行う休日等	日曜日・祝日（園行事日を除く） ※年末年始の実施日は各施設により異なります。
利用する際の手続き	年度ごとに事前の利用登録が必要です。 在籍施設で配付する「休日保育利用登録申請書」を利用希望の休日保育実施施設へ提出してください。 ※利用方法など手続きの詳細は裏面をご確認ください。
利用料金	毎月の保育料・利用者負担額に含まれます。 (延長保育料が別途必要な場合があります) ※令和6年度保育料金額表における階層がAまたはBの世帯は延長保育料が無料です。
持ち物	主食をご持参ください。簡単な副食とおやつを提供します。 離乳食やアレルギー対応が必要なときは、弁当・おやつなどをご持参ください。 ※その他の持ち物は利用する施設に確認してください。

《休日保育実施施設一覧表》

区	施設名	電話番号	区	施設名	電話番号
北	あたごとまこども園	025-388-7676	江南	えだまめこども園	025-250-7414
東	メイプル保育園	025-274-3316	秋葉	小阿賀ほのほのこども園	0250-21-1123
	POPOおひさま保育園	025-275-5563	南	白根そよ風保育園	025-375-8500
	はじめ保育園	025-274-0794	西	吉田小規模保育園	025-378-2730
	第二はじめ保育園	025-275-3601		笠木保育園	025-261-4044
中央	めいけこども園	025-284-2156		小規模青山真行保育園	025-266-1032
	笹口こども園	025-246-3620		山五十嵐こども園	025-262-4385
	開志上所こども園	025-285-3388	新通こども園	025-268-3132	
	こばとこども園	025-284-1133	はるまち西こども園	025-378-6580※	
	新和ここの実こども園	025-282-7280	西蒲	竹野町保育園	0256-72-3001
サロン・ド・ひまわり医学町保育園	025-211-2545	かたひがしこども園		0256-86-2023	
江南	かめだなかの保育園	025-382-5833		ひのまる幼稚園	0256-72-5740
	曾野木アルル保育園	025-383-8631		めぐみこども園	0256-72-7138

※はるまち西こども園をご利用希望の方は、3月16日までは025-383-8805（はるまちこども園）へご連絡ください。

各施設の開所時間、受入日、申込方法などは新潟市のホームページをご確認ください。



検索エンジンにて「新潟市 休日保育」で検索してください。もしくは右からアクセスした市のホームページにてご確認ください。

【ご利用の手順】

事前登録

注1

在籍施設で配付する「休日保育利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、利用希望の**休日保育実施施設に提出**してください。

登録許可

保育課分室（事務センター）で**休日保育の必要性について審査(10日程度)**を行い、利用登録が認められると、①利用許可決定通知書②申請書の写し（写真台帳は原本）が郵送（返送）されます。

利用申込

注2

注3

利用希望の施設に空き状況などを確認し、**施設へ直接お申込みください。**
利用希望者が多数のときは、利用希望者の状況を踏まえ、施設が利用者を決定します。
※**申請書を提出した施設以外を利用することが決まったときは、事前に①と②を利用する施設に持参し、利用に関する説明を受けてください。**

利用

注4

「休日保育利用の振替休日表」に保護者が必要事項を記入のうえ、在籍施設に提示し、確認印をもらってください。
利用日当日に、確認印が押された振替休日表を利用する施設へ必ず持参してください。

注1 事前登録前に、急に利用が必要になった時は、利用希望の施設に空き状況を確認するとともに、その施設が所在する区の区役所健康福祉課児童福祉係・児童福祉担当へご相談ください。

注2 休日保育の実施日や利用申込みの受付期間・受付方法は、休日保育実施施設により異なります。各施設の状況については、個別に施設へご確認ください。

注3 他の利用希望者の申込み状況によって、利用できない場合があります。

注4 休日保育を利用した日数分は、振替休日として在籍施設への登園をお休みしてください。振替休日は、保護者の仕事などの休日に合わせて、休日保育利用日の概ね前後2週間の範囲で取得することとしますが、万が一取得が困難な場合は、在籍施設へご相談ください。



利用に関する注意事項

※利用希望者は必ずお読みください！

- ★休日保育実施施設への利用申込みは、利用が必要となってから行ってください。また、利用することが決まった後は、特別な事情がない限り絶対にキャンセルはしないでください。（例：お子さんの病気によるやむを得ないときなど）
- ★休日保育実施施設と在籍施設とで、利用者の保育認定や振替休日の状況について確認を行う場合や、仕事を理由にした利用などでは、勤務先へ勤務状況の確認を行う場合があります。
- ★**虚偽の勤務状況に基づく利用など、不正・悪質と判断される利用があった場合、原則として以後の休日保育の利用は認められません！**

真に休日保育の利用を必要とする利用希望者が利用できるように、
また、休日保育を担当する保育士への必要以上の負担を避けるために、
みなさまからのご理解とご協力をよろしくお願いします。

休日保育に関する問い合わせ先

… 各区役所 健康福祉課 児童福祉係・児童福祉担当

北 区 Tel.025-387-1335 秋葉区 Tel.0250-25-5683

東 区 Tel.025-250-2330 南 区 Tel.025-372-6351

中央区 Tel.025-223-7232 西 区 Tel.025-264-7340

江南区 Tel.025-382-4353 西蒲区 Tel.0256-72-8389

保育課分室（事務センター）Tel.025-223-7372

